

令和5年度 第3回

# 議員説明会会議録

令和6年3月8日

小山広域保健衛生組合議会

# 令和5年度 第3回 小山広域保健衛生組合議会議員説明会次第

日 時：令和6年3月8日（金）

午後1時30分～

場 所：小山広域保健衛生組合

2階 大会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 報告事項

- (1) 小山広域保健衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について（発議）
- (2) 小山広域保健衛生組合議会の慣例等について
- (3) 小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について
- (4) 指定ごみ袋制度の基本方針（案）について
- (5) 廃棄物処理処分業者評価検討会議の結果について
- (6) 野木町災害廃棄物（7月10日発生突風等）の処理について（最終）
- (7) 第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について
- (8) 第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事のインプレスライド協議について
- (9) 各施設の委託料改定について

## 4 閉 会

◎開 会（午後1時30分）

○鹿久保礼子総務課長 皆様、こんにちは。

本年1月22日付に上三川町議会にて臨時会が開催され、新たに津野田重一議員並びに稲見敏夫議員が選出されておりますので、議員説明会の開会に先立ち、自己紹介をお願いしたいと存じます。

では、津野田重一議員から、そのまま自席にてお願いいたします。

○1番（津野田重一議員） 上三川町の津野田でございます。

引き続き、皆様方にお世話になります。よろしくをお願いいたします。

○2番（稲見敏夫議員） 同じく上三川町の稲見敏夫と申します。

引き続き、よろしくお願い致します。

---

午後1時30分 開 会

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和5年度第3回小山広域保健衛生組合議員説明会を開会させていただきます。

本日の会議ですが、福田洋一議長・橋本守行議員より欠席する旨、また、大島昌弘議員より遅刻する旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、議長が欠席されておりますので、小谷野副議長に議長の職務を代理していただきたく存じます。

小谷野副議長、議長席までお願いいたします。

では、開会にあたりまして、小谷野副議長から、ご挨拶をいただきます。

---

◎副議長挨拶

○小谷野晴夫副議長 皆様、改めましてこんにちは。

議員説明会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は執行部からの依頼によりまして、議員説明会が開催の運びとなりましたが、議員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の報告事項は、「小山広域保健衛生組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について」、「小山広域保健衛生組合議会の慣例等について」、「小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」「指定ごみ袋制度の基本方針（案）について」、「廃棄物処理処分業者評価検討会議の結果について」、「野木町災害廃棄物（7月10日発生突風等）の処理について（最終）」、「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について」、「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事のインフレスライド協議について」、「各施設の委託料改定について」の計9件でございます。

この後、執行部から説明がございしますが、議員の皆様からご意見、ご質問等を頂きながら、会議を進めて参りたいと思っております。

最後になりますが、会議の進行にあたりましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願い申

し上げ、簡単ではございますが、開会にあたりましての挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎管理者挨拶

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

次に、管理者からご挨拶申し上げます。

○浅野正富管理者 改めまして、こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、議員説明会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議員説明会におきましては、報告事項計9件についてご説明申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎報告事項

○鹿久保礼子総務課長 ありがとうございます。

次に、報告事項に入りますが、小谷野副議長の進行によりお願いしたいと思います。

副議長、よろしく願いいたします。

---

(1) 小山広域保健衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について(発議)

○小谷野晴夫副議長 それでは、議員説明会の進行役を務めさせていただきます。

次第書3、報告事項の(1)「小山広域保健衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 はい。恐れ入りますが、説明につきましては、着座にて説明させていただきます。

それでは、「小山広域保健衛生組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について(発議)」ご説明申し上げます。

1ページ、資料1をご覧ください。

議員発議により、小山広域保健衛生組合議会において、個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものでございます。

趣旨及び理由ですが、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律の一部改正が行われました。これにより、令和5年4月1日より地方公共団体は、全国一律に同法の規定が適用されることとなりましたが、地方議会は適用対象外とされ、個人情報の取扱いについては、自律的な対応が望ましいとされたところでございます。

このことから、当組合議会においても、個人情報の適正な取扱いを規律するため、議会における個人情報保護に関する条例を議員より提案していただくものでございます。

次に、内容ですが、本条例案は、「第1章総則」から、「第6章罰則」で構成されております。内容につきましては、「小山市議会の個人情報の保護に関する条例」と一部を除き同様の内容となっ

ており、令和6年4月1日から施行する予定となっております。

条例制定までの流れですが、

(1) 検察庁との事前協議につきまして、地方自治法第245条の4第3項の規定により、罰則規定を有する条例について技術的助言を受けるため、宇都宮地方検察庁と事前協議を実施し、令和6年1月18日付けで終了し、検察庁からの意見はございませんでした。

(2) 条例の提出者及び賛成者となる議員につきましては、地方自治法第112条の規定により、議員の定数の12分の1以上の賛成が必要とされており、当組合議会においては2名以上の賛成者が必要となります。今回は、提出者として小山市選出の福田幸平議員、賛成者として下野市選出の小谷野晴夫議員、野木町選出の坂口進治議員及び上三川町選出の稲見敏夫議員の3名から提案がありました。

参考資料といたしまして、3ページに事前協議に対する検察庁の回答及び5ページから28ページに条例(案)を添付しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

本条例につきましては、この後開催されます議会定例会において、議第1号として上程するものでございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

---

## (2) 小山広域保健衛生組合議会の慣例等について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に(2)「小山広域保健衛生組合議会の慣例等について」、事務局から説明をお願いいたします。

鹿久保総務課長。

○鹿久保礼子総務課長 「小山広域保健衛生組合議会の慣例等について」、ご説明申し上げます。

29ページ、資料2をご覧ください。

小山広域保健衛生組合議会では、定例会・臨時会の開催、議長・副議長の選出、議選・識見監査委員の選出に慣例がございます。

1. 組合議員の任期につきましては、各市町とも組合議員を常任委員会の委員と同様に扱っており、市町議会議員選挙から2年後の定例会において、組合議会議員の選挙が実施され、2年で交代します。このことから、市町議会議員選挙直後に組合議員に選出された場合は、2年経過する段階で辞職願を提出していただきます。市町議会議員選挙後3年目に組合議員に選出された場合は、各市町議会議員の任期満了と共に組合議員も任期満了となります。

なお、辞職願につきましては、改選が実施される2か月前に、該当議員に辞職願の様式を郵送いたします。辞職願に署名後、返送して頂きましたら、図1のとおり事務処理をいたします。

2. 議会の開催につきましては、「定例会」と「臨時会」の2種類あり、それぞれの開会前に「議員説明会」を開催することが通例となっております。

定例会につきましては、10月と2月の年2回の開催が条例で定められており、繰り上げ・繰り下げ開催が可能となっております。

臨時会につきましては、議長の不在期間を短くすることを目的に議長を選出するために開催するものと、早急に議決が必要な議案が生じた場合に開催するものと2種類ございます。

3.議長につきましては、小山市議会選出議員から2年ごとの8月臨時会で選出することとなっておりますが、小山市議会議員選挙のある年は、6月に臨時会を開催することとなっております。

4.副議長につきましては、下野市議会選出議員から2年ごとの10月定例会で選出することとなっております。

5.議選監査委員につきましては、小山市、下野市、野木町、上三川町の順で各市町選出議員の中から1名選出しておりますが、識見監査委員との同町での重複は避けることとなっており、任期は、組合同規約により組合議員としての在任期間までとなります。

6.識見監査委員につきましては、野木町、上三川町の監査委員から交互に1名を選任することとなっております。

任期は4年ですが、組合同規約により町での識見監査委員としての任期満了までとなります。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

---

### (3) 小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に(3)「小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」、事務局から説明をお願いいたします。

深水政策課長。

○深水尚之政策課長 それでは、「小山広域保健衛生組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、31ページの資料3をご覧ください。

まず、「1 趣旨」でございますが、本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づいて、ごみ処理の計画や目標をまとめたもので、令和7年4月からの完全実施に向け、今年10月から移行期間が始まる予定の指定ごみ袋制度や、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」などの施行に伴う、新たなごみ減量化施策等を反映しながら、改訂作業を進めてまいりました。

「2 内容」について、本計画の概要をご説明申し上げます。

「(1) 計画期間」につきましては、令和6年度から令和20年度までの15年間でございます。

「(2) ごみ処理の基本理念」でございますが、「地域が一体となって資源循環を推進し、最終処分するごみを可能な限り削減することで、環境負荷を低減すること」を目的とし、〈人と自然

が共生した地球にやさしい環境づくり〉の方針のもとに、計画を策定いたしました。

「(3) ごみ排出量の見込み」でございますが、指定ごみ袋制度の導入後は、燃やすごみに混入していた資源物が回収されるようになるため、資源化量が増加し、燃やすごみが減少します。

32ページをご覧ください。上段の表で基準年度である令和4年度の実績と、計画目標年度である令和20年度を対比してございます。表の中段にございます「資源化率」につきましては、22.9%から29.7%まで上昇する一方、表の一番下の段の最終処分率でございますが、こちらは3.4%から3%まで減少する計画でございます。

「(4) 燃やすごみの削減目標」でございますが、第2期エネルギー回収推進施設が稼働開始となる令和9年度までに、燃やすごみを5,000t削減することを継続目標としております。

また、その後の長期目標といたしまして、令和20年度に、家庭から排出される燃やすごみと可燃系粗大ごみの排出量を、平成29年度の下野市の国分寺・南河内地区の実績であります、1人当たり1日400gにすることといたしまして、事業系につきましても家庭系と同じ割合で削減することといたしました。これにより、令和20年度には、燃やすごみの排出量が約9,000t、15.4%削減される見込みでございます。32ページの下段に表とグラフで表してございます。

次に、33ページをご覧ください。

「(5) ごみ減量化及び資源回収の推進に向けた施策」でございますが、令和7年4月から実施予定の「指定ごみ袋制度」に加えまして、新たに「製品プラスチック」と「食品ロス」への対応を加えた3点を重点施策に位置づけ、主な施策を下の表のとおりまとめてございます。

「(6) 指定ごみ袋制度の基本方針の明記」でございますが、制度の内容を表した「指定ごみ袋制度の基本方針」を当計画の一部として位置づけてございます。なお、指定ごみ袋制度につきましては、次の報告事項(4)でご説明申し上げます。

34ページをご覧ください。

「(7) ごみ処理に係る費用について」でございますが、過去5年間の推移や収集運搬、処理・維持管理費、外部搬出費などの構成割合、ごみの分別区分ごとの処理単価を算出して掲載いたしました。

35ページをご覧ください。

「(8) ごみ処理フロー」でございますが、現在整備中の第2期エネルギー回収推進施設が稼働開始となる、令和9年度以降の処理フローを表しております。新たに整備する第2期エネルギー回収推進施設以外の施設につきましては、現在の施設を適切に維持管理しながら処理する計画でございます。

最後に「3 パブリック・コメントの結果と今後のスケジュール」でございますが、1月から2月にかけて実施したパブリック・コメントに対するご意見は2件でした。主に分かりやすい構成や適切な表現に関するものでございまして、ご意見を参考に計画の一部を修正させていただいたところでございます。今後につきましては、パブリック・コメントの結果の公表と併せまして、年度内に改訂作業を完了し、ホームページで公表させていただく予定でございます。

なお、別冊として修正した基本計画(案)と、只今ご説明申し上げました概要版がございましたの

で、後ほどご覧いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

#### (4) 指定ごみ袋制度の基本方針(案)について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に(4)「指定ごみ袋制度の基本方針(案)について」、事務局から説明をお願いいたします。

深水政策課長。

○深水尚之政策課長 「指定ごみ袋制度の基本方針(案)について」、ご説明申し上げます。

36ページ、資料4をご覧ください。

「1 概要」でございますが、指定ごみ袋制度の基本方針(案)につきましては、制度の内容や資源回収の促進、焼却ごみの減量化の必要性などをまとめたもので、昨年7月に策定いたしました。その後、8月から11月にかけて、この基本方針(案)を基に各市町におきまして、住民説明会等を実施したところ、多くのご意見をお寄せいただきました。これらのご意見をもとに基本方針(案)の一部を修正し、報告事項(3)でご説明いたしました、ごみ処理基本計画と併せて、パブリック・コメントを実施したところでございます。

「2 住民説明会等でお寄せいただいたご意見」でございますが、お寄せいただいたご意見について、内容毎に11種類に分類し、円グラフにしたものがページの中ほどから下段にまとめてございます。各市町とも概ね同じような傾向となりました。右下の円グラフが広域全体をまとめたものでございます。最も多かった「その他」以外では、水色の「制度」、緑色の「仕様」に分類されました、指定ごみ袋制度に直接関わるご意見が全体の約30%を占めたところでございます。また、茶色の「分別」に関するご意見も多くいただき、今後実施する説明会などに活かして参りたいと考えております。

37ページの表をご覧ください。

こちらの表でございますが、各分類の主なご意見でございます。特に表の中段、「制度」や「仕様」に分類されたご意見について構成市町と協議いたしまして、一部を基本方針(案)に反映いたしました。

38ページをご覧ください。

「3 指定ごみ袋制度の基本方針(案)の修正箇所」でございますが、基本方針(案)の具体的な修正箇所をまとめてございます。指定ごみ袋のデザインを、分別のルールがより分かりやすくなるよう、イラストを用いたものに見直したほか、落ち葉や下草は指定ごみ袋制度の対象外として取り扱うこととしました。なお、40ページから52ページまで別紙1、指定ごみ袋制度の基本方針(案)を添付してございますので、内容については後ほどご確認いただきたいと存じます。

39ページをご覧ください。

「4 パブリック・コメントの結果」でございますが、15件、15名の方から39のご意見をいただいたところでございます。ご意見の内容と考え方につきましては、追加資料の「指定ごみ袋制度の基本方針 パブリック・コメントの結果」をご覧くださいいただければと存じます。

表の一番左側に丸数字で表しておりますが、ご意見をいただいた人数でございまして、隣の数字がご意見の数となっております。ご意見の内容につきましては、これまで実施させていただきましたアンケートや説明会などを通していただいたご意見とほぼ共通しておりまして、指定ごみ袋の効果についてのご質問やごみ処理手数料を徴収するためのごみの有料化と誤った受け止めをされているご意見、経済負担の増加を懸念するご意見、制度導入の経緯に関するご質問などのほか、日頃の分別や収集のルールに関するご要望などでございました。

結果としましては、今回のパブリック・コメントのご意見による、制度やごみ袋の仕様の変更はございませんでしたが、いただいたご意見を参考にさせていただきます。今後多くの皆様のご理解とご協力によりまして、資源回収を促進し、燃やすごみを減らすことで、ゼロカーボンシティの実現に近づけるよう、丁寧な説明に努めて参りたいと考えているところでございます。

39ページにお戻りください。

「5 今後のスケジュール」でございますが、3月中旬頃までに基本方針を決定し、構成市町にお渡しいたします。

4月以降はこの基本方針をもとに、制度導入に向けた説明会などの周知活動を順次開始いたしますとともに、指定ごみ袋の製造業者の募集や認定を並行して行い、9月頃を目途にごみ袋が販売されるよう、移行期間開始の10月1日に向けて進めてまいります。

また、10月から令和7年3月までの半年間は、これまでのごみ袋も使用可能な移行期間とし、令和7年4月1日から指定ごみ袋制度の完全実施を予定しております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

---

#### (5) 廃棄物処理処分業者評価検討会議の結果について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に(5)「廃棄物処理処分業者評価検討会議の結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

深水政策課長。

○深水尚之政策課長 「廃棄物処理処分業者評価検討会議の結果について」、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、57ページの資料5をご覧ください。

「1 趣旨」でございますが、本会議は、組合が過去に一般廃棄物処理委託に関しまして、訴訟の末に多額の損失を発生させた事案への反省から、再発防止の取り組みとして設置したものでございまして、焼却灰や処理困難物などの廃棄物処理処分業者として組合の入札参加者資格名簿に登録

のある事業者19社を対象に、主に信頼性や透明性の観点から、有識者、構成市町の担当課長などの委員で構成する会議で評価を行いました。

「2 日程」でございますが、「(1) 会議」につきましては、評価方法や現地調査について協議した、第1回会議を昨年9月に開催いたしまして、その後、現地調査を行い、1月10日の第2回会議におきまして評価を実施いたしました。

「(2) 現地調査」につきましては、新規業者の「信濃理化学工業(株)」様のほか、組合から搬出実績の多い「サンエコサーマル(株)」様、「メルテック(株)」様及び「ジークライト(株)」様の計4社を対象に、10月から11月にかけて委員が現地に赴き、各施設の運転管理状況や環境対策、情報開示に対する対応等について調査いたしました。

また、その他の業者につきましては、廃掃法に基づいて組合職員が毎年実施しております、現地確認の結果をもとに評価を行っております。

「3 評価結果」でございますが、58ページと59ページの別紙1の表をご覧ください。

評価は、受託実績や経営状況などの「客観的評価項目」と、現地調査または現地確認の結果を踏まえた管理運営状況などの「主観的評価項目」を併せて「総合評価」として行い、各事業者が組合の求める水準に適合しているかを協議しました。委員からは、主に各事業者の受入可能量の余裕度合い、中間処理業者に対しては、処理後の再生利用先の確保についてや、安全管理などについて質疑やご意見があり、組合の廃棄物処理が安定的に委託可能かどうかについて協議されました。

その結果、全て「適合」の評価でございました。

今後、この結果を踏まえて委託業者を選考してまいります。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(6) 野木町災害廃棄物(7月10日発生突風等)の処理について(最終)

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に(6)「野木町災害廃棄物(7月10日発生突風等)について(最終)」、事務局から説明をお願いいたします。

伊澤施設課長補佐。

○伊澤勇施設課長補佐 「野木町災害廃棄物(7月10日発生突風等)の処理について(最終)」、ご説明申し上げます。

野木町災害廃棄物の処理につきましては、前回、途中経過としてご報告させていただきましたが、全ての処理が完了しましたので、最終報告をさせていただきます。

60ページ、資料6をご覧ください。

「2 処理状況」の表1(各仮置場集計)ですが、前回(11月10日)の議員説明会資料を基に、各仮置場の確定した数値を入れておりますので、ご確認ください。

61ページをご覧ください。

表2（外部搬出分）ですが、災害廃棄物等の種類ごとに処理量と費用を記載しております。今回の災害廃棄物の処理費やその他の必要経費等を全て合わせまして、3,723万5,361円となりました。

表3（組合自家処理分）ですが、組合各施設で処理可能な枝や可燃ごみ、不燃ごみについて自家処理に努め、その結果、処理費用に換算しますと、143万3,124円のコスト縮減となりました。

表4（鉄スクラップ売却分）ですが、処理費用の低減のため有価物である鉄スクラップを売却し、16万7,804円の収入となりました。

62ページをご覧ください。

「3国庫補助事業費」ですが、今回の災害廃棄物処理事業につきましては、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象事業となり、補助率は2分の1となります。表5（国庫補助限度額）ですが、補助対象事業費は2,801万6,599円となっております。

内訳といたしまして、災害廃棄物積込運搬業務が938万827円、災害廃棄物処分業務が1,569万7,836円、処理困難物処分業務が275万4,840円、処理困難物運搬業務が35万900円、鉄スクラップの売却益は16万7,804円となり、補助申請額から控除となります。

こちらは昨年末、環境省による補助金の査定を受けまして、国庫補助限度額は補助対象事業費の2分の1から、千円以下を切り捨てた、1,400万8,000円となりました。

これは、申請した補助対象事業費に対して満額の査定となっております。その後、令和6年1月16日付で、環境省から国庫補助限度額通知があり、限度額につきましては、申請どおり1,400万8,000円で決定し、2月5日付けで交付申請書を提出いたしました。

また、3月5日付けで交付決定の通知があり、補助額は1,400万8,000円で確定いたしました。今月末に振込み予定となっております。

なお、補助の対象事業及び対象となる廃棄物につきましては、環境省の「災害関係業務事務処理マニュアル」に規定されております。

64ページの別紙1をご覧ください。

対象事業につきましては、「市町村が災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業」とされております。

65ページの別紙2をご覧ください。

対象となる廃棄物につきましては、「災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物」であり、「原則として生活に密接に関係する、一般家庭から排出される災害廃棄物」とされております。また、その下に、対象から除外される事業についても記載があり、「生活環境の保全上支障があると認め難いものや、災害発生以前に不用品であったとみとめられるもの」につきましては、補助の対象から除外される、とされております。

62ページにお戻りください。

この規定に基づき、補助の対象外としました事業費の内訳といたしましては、住宅基礎等のコンクリートがら、野木町役場や野木中学校等の公共施設の倒木、その他、廃家電や廃消火器、廃油、農薬等、これらの処理にかかる費用でありまして、合計905万958円でございます。

63ページをご覧ください。

「4償還金」ですが、表6に（償還額計算表）としてまとめました。予算額1億4,691万4,000円に対しまして、外部搬出費用等の計は、表2の（A）の額3,723万5,361円、鉄スクラップ売却の計は、表4の（B）の額16万7,804円、国庫補助限度額は、表5の（C）の額、1,400万8,000円となりまして、償還額といたしましては、予算額から支出である外部搬出費用等の計（A）を引き、収入である鉄スクラップ売却の計（B）と、国庫補助限度額（C）を足した1億2,385万4,443円となります。備考といたしまして、野木町の実支出額につきましては、予算額から償還額を引いた2305万9,557円となります。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

---

#### （7）第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に（7）「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について」、事務局から説明をお願いいたします。

坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事の進捗について」、ご説明申し上げます。

66ページ、資料7をご覧ください。

第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事は、新直搬ヤード・計量棟エリアを先行して令和7年4月1日に稼働させ、施設全体につきましては令和9年4月1日の稼働を目指して事業を進めております。

令和8年度までの各工程につきましては、67ページ、別紙1のとおりとなります。

66ページにお戻りください。

「1 新直搬ヤード・計量棟・調整池工事について」でございますが、新直搬ヤード・計量棟エリアにつきましては、令和6年1月15日より着工し、現在、盛土工事を行っております。第1期焼却施設と同程度の高さまで地盤面を上げた後、建屋を建設いたします。

68ページ、別紙2の全体配置図をご覧ください。右上の緑色で塗られた箇所に新直搬ヤード・計量棟を建設いたします。また、別紙2の全体図左上の黄色で塗られた箇所には調整池を整備いたします。調整池は切土及び擁壁工事を行っており、令和9年3月末に完了予定でございます。

66ページにお戻りください。

「2 第2期焼却施設本体工事について」でございますが、別紙2の全体配置図中央の青色で塗られた箇所に第2期焼却施設を建設いたします。既存埋設物の撤去工事が令和6年1月末に完了し、令和6年4月に着手予定の杭工事に向け地盤整地等を行っております。

69ページ、別紙3をご覧ください。

こちらが完成後の予想図となります。図の中央に第2期焼却施設、隣接して第1期焼却施設が

配置されております。図の中央左の赤で囲われた箇所に、新直搬ヤード・計量棟が配置されております。図の左下が調整池でございます。

66ページにお戻りください。

起工式につきましては、令和6年3月25日に開催を予定しております。年度末のお忙しいところ恐縮ではございますが、ご出席のほどよろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(8)第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事のインフレスライド協議  
について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に(8)「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事のインフレスライド協議について」、事務局から説明をお願いいたします。

坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 「第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事のインフレスライド協議について」、ご説明申し上げます。

70ページ、資料8をご覧ください。

第2期エネルギー回収推進施設整備・運営事業建設工事におきまして、資材、労務単価等が高騰している状況から、受注者より、建設工事請負契約書第28条第6項の規定に基づき、請負代金変更、概算となりますが、こちらの請求がありました。

72ページ、別紙1の赤く囲まれたところをご覧ください。

第2期エネルギー回収推進施設整備の請負契約書抜粋となります。

予測することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーションが生じ、請負代金が著しく不相当となったときは請負代金の変更、以下、「インフレスライド」といいます、これを請求できるものです。

70ページにお戻りください。「1 概要」の7行目となります。

変更の請求は令和6年1月24日に提出され、今後、提出された変更を受け、変更請求概算額について精査し、令和6年8月中旬に変更金額を決定する予定です。

なお、インフレスライドの協議等は、栃木県技術管理課「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)」(以下、「マニュアル」という)等を参考に行ってまいります。

栃木県の作成したマニュアルは、国土交通省が作成したマニュアルに準拠しております。

「2 建設工事請負契約書第28条第6項に基づく請負代金額の変更請求について」ご説明申し上げます。

(1) 現在の請負代金は229億4,600万円です。

(2) インフレスライドの概算額は9億2,013万157円、約4%の増額が提示されております。

(3) 基準日は令和6年1月24日です。

(4) 協議開始日は令和6年8月1日です。

基準日とは、変更請求額を算定するために定める日であり、原則、請求日が基準日となります。本件では令和6年1月24日が請求日のため、この日が基準日となります。

本件の入札日(令和4年10月7日)と基準日(令和6年1月24日)の物価水準を比較し、資材、労務単価等の増額により変更請求額を算定いたします。

なお、変更の対象は、基準日以降に施工する部分及び購入する工事材料となります。

71ページをご覧ください。

「3 インフレスライド条項について」、ご説明申し上げます。

表1は県のマニュアルの一部を抜粋したものです。インフレスライド条項には、表1のとおり、全体スライド、単品スライド、インフレスライドの3種類があります。全体スライドは比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置で、単品スライドは特定の資材価格の急激な変動に対応する措置、インフレスライドは急激な価格水準の変動に対応する措置となります。本工事のスライドにつきましては、急激な価格水準の変動に対応するインフレスライドに該当いたします。

74ページ、別紙2をご覧ください。

県のマニュアルより抜粋した、インフレスライド協議(以下、「協議」といいます)に関する請求日、基準日等の定義、及び協議のフローを記載しております。

フローの一番上、受注者より、インフレスライド適用の請求があった日が請求日となります。原則、請求日が基準日となります。

請求日から7日以内に発注者から受注者に協議開始日の通知を行います。フローの四角で囲まれた上から4つ目が協議開始日となります。協議開始日から14日以内にインフレスライド額を確定する必要があることから、協議開始日につきましては、発注者と受注者間で十分な精査期間を考慮し決定する必要があります。本件におきましては、受注者と協議し、令和6年8月1日を協議開始日といたしました。

本工事にインフレスライドが適用され、契約変更が必要になった場合につきましては、小山広域保健衛生組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和58年条例第19号)の規定により、議会に付議いたします。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

---

(9)各施設の委託料改定について

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、次に(9)「各施設の委託料改定について」、事務局から説明をお願いいたします。

坂本施設課長。

○坂本秀行施設課長 「各施設の委託料改定について」、ご説明申し上げます。

75ページ、資料9をご覧ください。

第1期エネルギー回収推進施設（70t焼却施設）、生ごみ等リサイクル施設（南部清掃センター）、マテリアルリサイクル推進施設（リサイクルセンター）の3施設につきましては、現在順調に稼働しておりますが、近年、人件費や電気代、物価等が高騰していることから、契約に基づき、令和6年度に委託料の改定が必要となります。

委託料の改定につきましては、業務委託契約書に、契約時もしくは前回改定時の評価指標（人件費・電気代・消費者物価指数など、インデックスと呼ばれるもの）と比較して、±3%以上の変動があった項目について、その変動を翌年度の委託料（固定費、変動費単価）に反映させるものと規定されております。

このため、各施設の令和6年度の委託料は表のとおり改定となります。

70t焼却施設の令和6年度の委託料金は、令和5年度と比較し、1,373万7,622円増の3億7,837万4,492円で、約3.8%の増加となります。

南部清掃センターの令和6年度の委託料金は、令和5年度と比較し、1,045万3,477円増の2億5,109万6,073円で、約4.3%の増加となります。

リサイクルセンターの令和6年度の委託料金は、令和5年度と比較し、1,249万3,766円増の3億4,357万2,120円で、約3.8%の増加となります。

詳細につきましては、別紙1、別紙2、別紙3のとおりとなります。

76ページ、別紙1をご覧ください。70t焼却施設の委託料改定資料です。

70t焼却施設につきましては、委託期間が平成28年10月1日から令和19年3月31日まで、20年6か月の長期契約で、委託業者は株式会社おやまEサービスでございます。

委託料につきましては、先ほどご説明いたしました通りでございます。

77ページをご覧ください。増額の内訳について、ご説明いたします。

（1）指標及び改定率の表の右側、令和6年度改定率をご覧ください。

3%以上上昇している固定費と変動費について、令和6年度に改定されます。

次に、（2）固定費の見直し、の表をご覧ください。

上下水道費は表の右側、4万6,522円増額の95万1,622円、電力費は表の右側、94万4,571円増額の1,426万7,164円、維持管理費は、1,030万7,254円増額の2億1,083万7,498円となり、税込み価格合計は、3億5,369万9,732円で、令和5年度より1,242万8,182円の増額となります。

次に、（3）変動費の見直し、の表イ、契約書第43条の規定により算出した税込み変動費をご覧ください。

原単価がトン当たり64円増額の1,206円となることから、計画処理量18,600tの税込み価格は2,467万4,760円で、令和5年度より130万9,440円の増額となります。

以上より、固定費と変動費を改定した令和6年度の委託料は、3億7,837万4,492円で、令和5年度と比較し1,373万7,622円、約3.8%の増額改定となります。

残り2施設につきましても、契約書に基づき委託料改定額を算出しておりますので、79ページ別紙2、82ページ別紙3をご確認いただきたいと存じます。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○小谷野晴夫副議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○小谷野晴夫副議長 なければ、以上で執行部からの報告は、終了とさせていただきます。

---

#### ◎その他

○小谷野晴夫副議長 その他、議員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

---

#### ◎閉会の宣言

○小谷野晴夫副議長 ないようですので、以上で本日の議員説明会は終了といたします。

この後、休憩をとりまして、午後2時40分から、議会定例会を開催したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

午後2時27分 閉 会